

議案第 6 0 号

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を
制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 5 月 2 5 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

向日市長及び副市長の給与に関する条例（昭和39年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 9 第3条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から令和2年8月31日までの間における市長の給料の月額は、786,600円とし、令和2年7月1日から令和2年7月31日までの間における副市長の給料の月額は、649,800円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

改 正	現 行
<p>附 則 1～8 略</p> <p><u>9 第3条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から令和2年8月31日までの間における市長の給料の月額</u> <u>は、786,600円とし、令和2年7月1日から令和2年7月31日までの間における副市長の給料の月額</u> <u>は、649,800円とする。ただし、手当の額の算出</u> <u>の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。</u></p>	<p>附 則 1～8 略</p>